

○令和三年内閣府告示第七十号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示)

(令和三年五月十九日)

(内閣府告示第七十号)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付は、次に掲げるものとする。

- 一 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金(令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和三年法律第二十一号)第三項に規定する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。)
- 二 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。))及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であって、都道府県、市(特別区を含む。))又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。))を設置する町村から、生活困窮者の自立の支援の観点から支給されるものをいう。)
- 三 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用して交付される子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村(特別区を含む。以下同じ。))から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)
- 四 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度一般会計補正予算(第一号)における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村か

ら、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)

五 令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算(第一号)における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付金であって、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)

附 則

この告示は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年六月二十五日内閣府告示第七十八号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 (令和三年十二月六日デジタル庁告示第八号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 (令和三年十二月二十一日デジタル庁告示第九号)

この告示は、公布の日から適用する。